

大阪市社会福祉審議会高齡者福祉専門分科会・
保健福祉部会・介護保険部会での意見集約
(介護予防・日常生活支援総合事業関係)

平成28年3月

大阪市 福祉局 高齡福祉課
介護保険課
高齡施設課

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会・保健福祉部会・介護保険部会での意見集約

【介護予防・日常生活支援総合事業関係】

< 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（H28.1.27） >

委員名	内容	ご意見に対する本市の考え方
植田委員	介護保険給付だけでは限界ということ。介護予防に力を入れないといけないので、事業化は避けて通れない。	ご指摘のとおり、今後、高齢者の支援ニーズの増加、介護人材の不足等が見込まれることから、新総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行し、多様なサービスを提供してまいります。また、介護予防の取組みを一層強化する必要があることから、一般介護予防事業では、介護予防に資する住民主体の運動・体操の場づくりを支援する事業を実施してまいりたいと考えております。
乾委員	事業化していくにしても、多様な事業を実施している社協としては、人の問題もあり、社協がもつ不安である。運動器の機能向上教室の廃止や生きがいと健康づくり推進事業の再編等も納得できる。いきいき百歳体操やふれあい喫茶等地域の動きも広がってきている。	新総合事業の移行にあたっては、関係機関、団体、事業者のみなさまにも丁寧に説明していくよう努めてまいります。
早瀬委員	権利として擁護すべきことをボランティアのような自発的な力に頼るのはしんどい。一方で、市民の自発的な動きを促すことは重要。今市民活動をしているのは高齢者が大半で、これからは前期高齢者・後期高齢者の割合も逆転し担い手の不足が懸念される中で、総合事業に+の要素として考えていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活を支える基本的なサービスは、指定事業者により提供してまいりたいと考えております。 ・総合事業とは別に、包括的支援事業において、生活支援体制整備事業を実施しており、市民の参画も得ながら、多様な事業主体による地域の生活支援・介護予防サービスの充実を図ってまいります。
山川委員	短時間サービスのニーズに対応したサービス構築を検討しているとのことであるが、時間が短いからといって楽というものでもない。国の方向性に合わせるだけでなく、（大勢よりも一人でリハビリしたいといったような）多様化してきているご本人のニーズに合った形での介護予防サービスになれば。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準緩和型の通所サービスについては、設備や人員などの基準を緩和する余地が少ないことから、介護給付の報酬の考え方を準用し、時間による区分を行う案としております。 ・委員ご指摘のとおり、サービスの質やコストは時間の長短のみに左右されるわけではないことから、保険給付も含めた課題としてご意見を受けとめてまいります。 ・このほか、運動器等の機能向上を図るための個別的・専門的なプログラムを実施する短期集中型のサービスを行う案としております。 ・また、リハビリテーション専門職の関与を得ながら、住民主体の運動・体操の場の普及支援を一層進めるなど、高齢者の自立支援、介護予防に役立つ多様な事業を展開してまいりたいと考えております。
中尾委員	今までチェックリストを全件送付していたと思うが、今後それを廃止し総合事業に移行するにあたり、サービスを受けたい人それぞれに情報がきちり届くようにどのような配慮がなされるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度における基本チェックリストの送付にあたっては、サービスの利用が必要な方の相談機関である地域包括支援センターについて、改めて周知を図ってまいります。 ・今後、新総合事業への移行にあたっては、一般広報にとどまらず、介護保険被保険者証や介護保険料決定通知書の送付時等の各種の機会をとらえ、高齢者への個別周知も実施してまいります。 ・また、サービス利用につなげる必要がある方については、地域包括支援センターが、関係機関とのネットワークのもと、アウトリーチ等による支援を行います。

< 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 保健福祉部会 (H28.2.10) >

委員名	内容	ご意見に対する本市の考え方
中尾委員	総合事業の各訪問型サービスの類型について、利用者の割合はどの程度を想定しているか。	国では、平成37年(2025年)を目途に、現行相当型サービス：基準緩和型サービス(A型) = 1 : 1となることを想定しておりますが、実際の割合は、介護予防マネジメントの運用によって変わると考えております。今後、地域包括支援センター等の関係機関や関係団体と意見交換を進めながら運用を検討してまいります。
中尾委員	チェックリストで現行相当型サービスか基準緩和型サービスかを振り分けるのを地域包括支援センターが担うとなると、包括の職員の力量によって変わるので難しいのではないかと。	ある程度標準化する必要があると考えております。標準化した上で、その基準に該当せずなお判断が必要なものについては、市において判定する仕組みを構築することも検討課題となると考えております。
中尾委員	今般の介護報酬の改定において、リハビリテーション専門職が地域の通いの場への移行を支援することが評価されることとなったが、新総合事業案における地域リハビリテーション活動支援事業との違いは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション活動支援事業は、リハビリテーション専門職の方を地域の住民主体の体操・運動等の通いの場に派遣し、安全で効果的な運動の方法等について助言・指導していただくことを通じて、通いの場の立ち上げや継続を支援することにより、地域の介護予防の機能を高めることを目的に実施してまいりたいと考えております。 ・介護報酬の改定については、訪問リハ、通所リハを利用される方が地域の通いの場等社会参加に資する取組に移行することを支援した場合に評価することとなっております。 ・今後、いきいき百歳体操を活用し、こうした住民主体の対応・運動等の通いの場の普及に向けてしっかりと取り組んでまいります。
森委員	いきいき百歳体操は、どのような担い手がどのような場所で実施されているのか。今後の広がりも含めてどのように事業化されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき百歳体操は、地域の高齢者が主体となって地域集会所や老人憩の家などで実施されており、区役所の保健師が地域保健活動の中で支援してまいりました。 ・体操にはおもりやDVDが必要で、確保するのに苦労しているとの声もあることから、市からこれらの物品を貸し出す支援を実施してまいりたいと考えております。 ・また、普及が進むにつれ、支援体制の強化が必要となることから、リハビリテーション専門職を派遣し、通いの場の立ち上げや継続を支援してまいります。 ・マンションや市営住宅の集会所などでの取り組みの動きもあることから、今後、より身近な場所への普及も進めてまいりたいと考えております。
早瀬委員	住民、高齢者の参画を進めるような取り組みとして、地域支援事業の包括的支援事業ではどのような構想があるのか。	生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターが多様な事業主体とネットワークを構築し協議体を設置して、地域課題の共有や不足するサービスの創出に取り組むとともに、高齢者の社会参加の促進を図ることとなっております。
早瀬委員	生活支援コーディネーターの業務については、ボランティア・コーディネーターとしての力量が必要であると認識しているが、この点についてはどのように考えているのか。	生活支援コーディネーターに対しては、市及び府が研修を実施しておりますが、平成28年度の研修において、いただいたご意見も踏まえて検討してまいります。

森委員	いきいき百歳体操を普及していくということであるが、情報提供だけなのか、何らかの支援を行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき百歳体操の実施しようとする住民グループに対して、おもりやDVDなど必要な物品の貸し出しや、指導等を行うリハビリテーション専門職の方の派遣を行ってまいりたいと考えております。 ・また、住民主体で運営していただきますが、続けていくためにはリーダーとなる方が必要となります。区役所でも以前から地域の介護予防のリーダー養成等に取り組んでおりますので、こうした取り組みとも連携してまいりたいと考えております。
早瀬委員	新総合事業や包括的支援事業はいつ完成させるイメージか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合事業については、平成29年4月に移行を予定しております。 ・包括的支援事業については、本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（P49）にも定めるように、平成37（2015）年の社会を見据え、今後10年をかけて地域包括ケアシステムの構築を目指す中で実施してまいっている事業であると認識しております。
早瀬委員	第1層から第3層までの各層の生活支援コーディネーターの配置についてはどのような見通しを持っているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、第1層の生活支援コーディネーターとして、3区に配置するモデル事業に着手したところであり、今後全区展開を目指して段階的に配置を進めてまいります。 ・第2層については、日常生活圏域単位に配置することとされておりますが、本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（P66）においても、地域包括支援センターが包括的支援事業の中核となる体制を構築するため機能強化に取り組むことを定めていることから、これらを踏まえ、今後の体制を検討してまいります。 ・第3層については、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングするコーディネート機能が位置付けられておりますが、新たに生活支援コーディネーターを配置するものではありません。
中尾委員	要介護1と要支援2の間を動く人もいる。そうしたことを想定してどのようなサービスを提供するかの運用を考えないと、認定審査会の判定や主治医意見書などに対する不満につながるなど、混乱を来すおそれがある。	どのような状態の方にどのようなサービスを提供していくのかの介護予防マネジメントにおけるルールについては、いただいたご意見を踏まえ検討してまいります。

< 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 介護保険部会 (H28.2.17) >

委員名	内容	ご意見に対する本市の考え方
家田委員	認知症予防が重要になってきているが、通所型サービスでそのような内容のものはないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合事業の介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス）では、認知症予防に特化したサービスは予定しておりません。 ・新総合事業の一般介護予防事業において普及支援を行ういきいき百歳体操は、週2回30分の実施を標準としておりますが、定期的な運動・体操の実施や仲間との交流は、認知症予防にも役立つ活動となります。また、複数の区で、いきいき百歳体操を実施した後に認知症予防プログラム（脳トレ）を実施するなどの取り組みを進めております。
佐久間委員	認知症のサポート事業で社協に委託している事業が、家田委員の早い段階から支援していくという、質問の回答にあたるのではないか。	認知症初期集中支援推進事業を、平成28年度から全区での実施を予定しています。この事業は、認知症の早期対応・早期支援をおこなうもので、各区の地域包括支援センター1か所に委託して実施することとしており、現在事務手続きを進めているところです。
光山委員	選択型通所サービスについては新たな取り組みだと思いが、設備基準などの諸条件をどのように緩和していくのか。スポーツクラブも指定するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の人員・設備等の基準については、サービスメニューについての審議後に検討してまいります。 ・運動器の機能向上につきましては、現行の二次予防事業の基準をベースに、人員の配置基準を3名から2名に緩和する方向で検討したいと考えております。 ・スポーツクラブについても、人員・設備等の基準を満たせば、指定の対象になると考えております。
木下委員	老人福祉センター事業の強化、地域リハビリテーション活動支援事業の内容を説明してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターについては、高齢者のどなたもが利用できる活動の場であることから、介護予防に資する体操・運動等のメニューを必須として展開することにより、介護予防の受け皿となる通いの場の充実を図ってまいります。 ・地域リハビリテーション活動支援事業は新しい事業で、リハビリテーション専門職の方を地域の住民主体の体操・運動等の通いの場に派遣し、安全で効果的な運動の方法等について助言・指導していただくことを通じて、通いの場の立ち上げや継続を支援することにより、地域の介護予防の機能を高めることを目的に実施してまいります。